

中高一貫の意義と課題

—— 1997年中教審答申の検討を中心に ——

学校長 榊 達 雄

公立の中高一貫の「中等教育学校」を設置できるようにする改正学校教育法案が、1998年5月22日衆議院本会議で、同年6月5日参議院本会議で可決、成立した。この法律に対しては、各方面から批判があるが、本稿では中高一貫の意義と課題について、中高一貫を提唱している1997年の中央教育審議会答申を中心に、検討してみることにする。

1 臨教審答申と中高一貫

戦後最初に中高一貫に相当する学校に言及した公の文書は、1951年の政令改正諮問委員会「教育制度の改革に関する答申」であった。答申は、6・3・3・4制を原則的には維持するとしつつ、単線型学校体系を実質的に複線型にしようとするものであり、いわゆる「逆コース」といわれる流れのなかに位置づくものであった。中高一貫に相当する学校については、学校体系の例外として、「中学校(三)と高等学校(三)又はそのうち(二)を併せた六年制(又は五年制)の農工商等に重点をおく『高等学校』を認めること」を提唱している。

この「高等学校」はエリート校ではなく、職業専門人養成のいわば傍系の学校として考えられているとあってよい。そのため、「この課程の履修者に対しても、上級学校への進学の手を開くこと」と、注意している。要するに、この「高等学校」は学校体系を実質的に複線型にする一つとして考えられていたわけである。

1966年の中央教育審議会答申「後期中等教育の拡充整備について」では、「中等教育を一貫して行なうため、6年制の中等教育機関の設置についても検討する必要がある」とだけ述べていた。次に中高一貫に言及した文書は、1971年の中教審答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」である。答申は、人間の発達段階に応じた学校体系の開発のために、「先導的な試行」として「中等教育が中学校と高等学校とに分割されていることに伴う問題を解決するため、これらを一貫した学校として教育を行い、幅広い資質と関心をもつ生徒の多様なコース別、能力別の教育を、教育指導

によって、円滑かつ効果的に行うこと」を提案している。この答申も、政令改正諮問委員会答申と同様、戦後教育改革を再検討することが望ましいという立場に立っており、「敗戦後の占領下という特殊な事情のもとに取り急いで行われた学制改革によって生み出されたものを、いつまでも唯一の望ましい学校教育として維持すべきである」と考えるべきではないとしていた。この答申の中高一貫案の特徴は、職業専門学校だけでなく、エリート校も含まれているとみることができる。この答申の教育改革案は、当時明治初期、戦後当初に次ぐ第三の教育改革案といわれたが、案が高度経済成長を前提として構想されていたため、低成長期に入って一部を除き実現せず、それらは改めて第三の教育改革案といわれた臨時教育審議会の答申のなかで検討されることになった。

臨教審答申で中高一貫校を提案しているのは、1985年の第1次答申である。すなわち、現行の中学校教育と高等学校教育を統合して「6年制中等学校」とし、地方公共団体、学校法人などの判断により、設置できるようにしている。その長所として、「6年間にわたる計画的、継続的な教育・指導によって、効率的、一貫的な教育を行うことができること、中等教育を前期・後期の3年の短期間に区切ることなく、6年間とすることにより、中学校教育と高等学校教育の接続を円滑にし、落ち着いた、安定的な学校生活を過ごすことができることなど」をあげ、他方留意すべき問題点として、「中学校教育から高等学校教育への節目がなくなり、変化をもたせにくく、中だるみが生じやすいこと、進路選択の決定の時期が早まるおそれがあることなど」をあげている。そして予想される教育の類型として、5つをあげている。すなわち、

- ① 芸術、体育、外国語など、専門的、一貫的な教育・訓練を比較的早くから行うことが有効と考えられる分野。
- ② 各種の専門のコースを複合した教育。新しい産業構造や社会生活の変化に対応する、従来の専門教育の枠をこえた、新しい専門コース。
- ③ 普通教育と専門教育を複合あるいは統合した

教育。普通教育と専門教育の二元的考え方を柔軟にする必要があるとの認識に基づくもの。

- ④ 理数科などの教育。自然科学や数学に強い興味をもち、その学習に対する相応の能力を高める上で意義がある。また、情報科学の教育もこのタイプの例。
- ⑤ 以上のほかに、6年制中等学校の設置の趣旨にふさわしい教育を行う学校。例えば、最終学年において、教科の枠組みにとらわれない総合的な学習の実施や特別の事項の教授・研究、あるいはそれまでの不十分な学習の補充を図る試み。

普通教育の場合は、大学受験の準備教育に偏しないようにする必要を指摘している。逆にいえば、普通教育の場合は、大学受験の準備教育に偏しがちであることが自覚されていたといえよう。

この提案に対して、批判的な見解あがる（木下春雄「臨教審の『中高一貫教育』とは」『経済』1985年6月号、24頁）。論者は、これらの5つを大きく2つにくくり、①と④をくくりとし、比較的早くから専門化することが有効とされる、芸術、体育、外国語、理数、情報科学などの分野で、少数の“一芸に秀でた”者のためのエリート・コースの類型であるとし、もうくくりは、②と③で、従来の専門教育の枠を超えた新しい専門コース、普通教育と専門教育を複合あるいは統合した教育といわれる分野で、現行の職業学科に関連するものであり、理産審の答申（1985年2月）がいう新しい学科としての電子機械科、国際経済科、あるいは情報処理科（商業系）と情報技術科（工業系）とを併せたような新しい情報関連学科にみあう6年制の類型であるとし、⑤は、6年間のカリキュラムを一貫性で効率化して、高校3年生のまるまる1年間を進学準備にあてるという、“有名私学の実績”が念頭にあったのであろうとしている。こうした構想は、1951年の政令改正諮問委員会の答申をよみがえらせ、6・3制の見直し、中学校からの複線化、小卒時点での12歳選別という歴史の逆行、国際的改革動向とは逆向きの「教育改革」であると批判している（同前、24-25頁）。

その後1987年の教育課程審議会答申「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」は、中高一貫の教育内容の在り方について言及している。6年制中等学校の基本的考え方を踏まえ、その教育課程の基準は、基本的には中学校および高等学校の学習指導要領に準ずるとするが、一定の特例的扱いを認めることが適当であるとしている。

「中等教育改革の推進に関する調査研究協力者会

議」は、臨教審答申を受けて、中高一貫についてかなり詳しく検討し、1988年に「6年制中等学校（仮称）の在り方と課題について（審議のとりまとめ）」を報告している。その内容は後述の中教審答申に相当反映しているとみることができる。報告は、教育課程編成・学習指導、生徒指導、進路指導の各分野について6年制中等学校の意義と課題を指摘したうえで、6年制中等学校の在り方について検討を加えているが、後期中等教育全体の在り方や設置者の意向等についての観点を踏まえつつ、さらに検討することが望ましいとし、結論を出していない。

臨教審が文部省の一審議会と異なる内閣直属の審議会であることもあって、臨教審答申の提案のほとんどが実現していくことになるが、中高一貫の6年制中等学校案は、早期実現とはならなかった。中高一貫のエリート校の創出は、受験競争を低年齢化させること、12歳での進路決定は早すぎるなど、各方面から批判を招いたのである。12歳選別の問題は、やはり大きかったといえよう。

2 中教審答申と中高一貫

1) 1991年の中教審答申と中高一貫

1991年4月19日の中教審答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」は、臨教審後の初めての中教審答申であるが、中高一貫校について積極的な提言をしてしない。むしろ私立や国立の中高一貫校が受験競争を激化させていることを指摘している。それへの入学希望の動機は、「高校入試や大学入試のない、のびのびした中高一貫教育を受けたいとか、荒れた学校には行きたくないとか、偏差値に強く依存した進路指導を回避したいとか」といろいろあり、学校選択の幅が他の地域に比べてより広い大都市圏では、中学への受験競争が年々激しくなり、それは「許容範囲を超えた出題内容も含めて、人間の順調な成長の速度に逆らい、成人後の精神の活力や独創性を脅かす可能性が高い。また、知的発達の早い子どもを余りに幼いうちから選り分けることは、その他の子ども社会に好ましくからぬ作用を及ぼし、国民教育の全体にも歪みを与える」と、問題点を述べている。夜遅くまでの塾通いについても、次のように述べる。「小学生が夜10時過ぎに塾から帰ってくる光景は、いかにも異常である。最初は東京だけと理解されていたこの傾向が、地方都市に少しずつ着実に増加していることは、極めて危険な兆候と言える」と。

答申に先立つ「学校制度に関する小委員会審議経過報告」（1990年12月18日）の問題点の指摘は、より具体的である。私立の中高一貫校や国立の一部の附

属中学校への受験競争が、すでにある危険水域を超えたと判定せざるを得ない事態があるという。「一貫校自らはそれで一向に困らないのかもしれないが、社会に及ぼす2次的影響の方は問題である。6年制一貫校は学区制の制限を受けていないし、私立であるためにカリキュラムの自由な編成がなされ、公立校が太刀打ちできない、進学準備に有利な好条件をふるに生か」し、高い実績を上げており、「その挙げ句、早い段階で一定のコースに乗らないと先の進学が不利になるという恐怖心が、小学生の受験競争を過激にしている」としている。

高校入試を受験しないで済む有利な条件を、受験準備にではなく、人間形成に生かしていくことが望まれるのであるが、現実には受験競争の低年齢化を招いているわけである。答申は、臨教審答申とその後の検討にもかかわらず、むしろ中高一貫の問題の方が大きいことを指摘しているといえることができる。

2) 1997年の中教審答申と中高一貫

1996年7月の中教審第1次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」は、「生きる力」を育てること、「ゆとり」や「一人一人の個性を生かした教育」を重視することを提唱し、学校・家庭・地域社会の役割と連携の在り方、国際化、情報化、科学技術の発展等社会の変化に対応する教育の在り方について検討しているが、中高一貫については、今後の審議（検討）の課題として提示しているのみであった。

(1) 1997年6月の中教審第2次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」は、「一人一人の能力・適性に応じた教育」の尊重を教育改革の基本的な考え方とし、「教育における形式的平等の重視から個性の尊重への転換」を提唱し、大学・高等学校の入学選抜の改善について検討し、教育上の例外措置として大学への飛び入学、すなわち数学や物理の分野、芸術分野、スポーツ分野等で、希有な才能を有する者について、18歳未満でも大学入学資格を認める制度改革、および公立学校における中高一貫教育の選択的導入を提起している。以下、中高一貫について少し詳しくみてみることにしよう。

(2) 答申は、一人一人の能力・適性に応じた教育を進めるため、教育内容・方法だけでなく、教育制度面でも学校間の接続を改善し、多様かつ柔軟に対応することが求められているという。子どもたちが心身の成長や変化の著しい多感な時期にある中等教育において、中学校教育と高校教育とを入学選抜を課さずに接続し、6年間一貫した教育を行う中高一貫教育に広く社会的関心が集まっているとしている。中高一貫は、これまでに中教審答申、臨教審答

申等で提起されてきたが、同時に受験競争の低年齢化を招くおそれ等のため、最終的な結論は持ち越されてきたとしている。この問題は、この答申でも留意するところであるとともに、各方面からの批判される点でもある。中高一貫教育は、私立・国立の中・高校では実際上相当広く行われており、1994年には公立で初めて実現している。これまでの状況、調査から中高一貫教育の利点として、①高校入試の影響を受けずにゆとりある安定的な学校生活を送れること、②6年間の計画的・継続的な教育指導が展開でき効果的な一貫した教育が可能となること、③6年間にわたり生徒を継続的に把握することにより生徒の個性を伸ばしたり、優れた才能の発見がより可能になること、④中学1年生から高校3年生までの異年齢集団による活動が行えることにより、社会性や豊かな人間性をより育成できること、などがあげられている。

(3) 問題点としては、①制度の適切な運用が図られない場合には、受験競争の低年齢化につながるおそれがあること、②受験準備に偏した教育が行われるおそれがあること、③小学校卒業段階での進路選択は困難なこと、④心身発達の差異の大きい生徒を対象とするため学校運営に困難が生じる場合があること、⑤生徒集団が長期間同一メンバーで固定されることにより学習環境になじめない生徒が生じるおそれがあること、などがあげられている。中高一貫教育は問題点はあるが、利点も多く、「ゆとり」ある学校生活をおくることを可能にする意義の大きいことを強調し、中・高校間のハードルを低くするという高校入試改善の方向にも沿うものであるとし、「中高一貫教育を享受する機会を、子どもたちにより広く提供していくことが望ましく、中高一貫教育を導入することが適当である」と結論する。しかし中・高校間のハードルを低くするといっても、高校入試をなくすとはいわず、中高一貫教育をすべての者に提供するともいわない。すなわち現行制度にも大きな利点と意義があり、それ支持する子どもや保護者も多くいることを踏まえ、中・高校に区分された中等教育と、中高一貫教育とを選択可能とする柔軟な学校制度を設けることが望まれるというのである。

(4) 中高一貫教育の選択的導入は、進行中の中等教育全体の多様化・複線化ないし多線化の観点からも要請されるとする。要するに、高校では総合学科、単位制高校の拡充、選択幅の広い教育課程の編成、自校以外の学習成果の単位認定の導入、中学校では選択履修の拡大など、それぞれの学校段階でいわば「横の多様化・複線化」が進んでいるが、中高一貫教育の選択的導入はいわば「縦の多様化・複線化」の

実現であり、中等教育全体の多様化・複線化、さらには学校制度の複線化構造を進める一環として重要な意義をもつとしている。他方その導入が過度の受験競争に一層の拍車をかけるおそれがある、という指摘があることに言及し、こうした懸念を払拭する取組の必要を説いている。その導入は、地方公共団体や学校法人の主体的判断を尊重することが適当であるが、中高一貫教育の基本的な実施形態としては、第1は、同一の設置者（都道府県、市町村、学校法人等）が中・高校を併設し、入試を課さずに接続する形態の場合であり、①独立した中学校と高校を併設する場合、②一つの6年制の学校（いわゆる6年制中等学校）として設置・運営する場合である。第2は、1校または複数の市町村立中学校と都道府県立高校とを連携させ、高校入試を行わず、6年間の計画的・継続的教育を行う場合である。第1の地方公共団体設置の場合は、教職員給与費や施設費の負担方法等で制度改革が必要であるという。

(5) 中高一貫の教育内容について望まれることは、義務教育段階で基礎・基本をしっかり身につけさせ、年齢が進むにつれて生徒の能力・適性、興味・関心、進路等に対応して、生徒の選択を重視した、できるだけ多様な教育を提供し、それぞれの子どもの個性や創造性を大いに伸ばすという中高一貫教育の趣旨を生かすことであるという。現在の高校の学科のタイプに即して教育内容の類型をいえば、①普通科タイプ、②総合学科タイプ、③専門学科（職業学科、芸術科、体育科、外国語科、理数科等）タイプ、などがある。期待されることは、①では、ゆっくりと落ち着いて学びたいと考える生徒の希望に応えるほか、体験学習の重視、地域の特性を生かした系統的な教育活動、情報、外国語などに重点を置いた学習等により、普通科の教育をより一層多様化することが期待される。②では、中学校段階から高校段階にかけてますます多様化する生徒の能力・適性、興味・関心に対応し、様々な教科・科目の中から、生徒の主体的な選択を可能にすることが考えられる。③では、例えば音楽、美術、スポーツ等に興味・関心を有し、明確な目的意識を持った生徒に対し、その興味・関心を比較的早くから深めていくことが考えられる。さらに、これらの類型を組み合わせ、できるだけ生徒の学習の選択幅が広がるような多様なコースが考えられる。中高一貫校の設置、設置するならばどのような学校にするかは、子どもや保護者のニーズ、地域の実情を把握している地方公共団体や学校法人等の主体的判断を尊重することが適当であるとしている。

(6) ただし、①の普通科タイプの場合、懸念され

るのは受験準備に偏した教育が行われることであり、すなわち、いわゆる「受験エリート校」になり、偏差値による学校間の序列化を助長するようなことはいけないとする。この点は臨教審答申でも、指摘していることである。なおかつ、本答申に対しても批判が集中していることである。

こうした懸念の背景には、学力偏重の大学入試の在り方があるとし、選抜方法の多様化、評価尺度の多元化に向けてその改善の必要を説いている。

(7) そして、子どもや保護者が中高一貫教育の導入の趣旨を理解し、子どもにふさわしい選択ができるように、中高一貫校の特色ある教育の展開例を示している。①「体験学習を重視する学校」では、体験学習を6年間の一貫した教育活動における軸に据え、様々な教科等の日常の指導全体にわたり、ボランティア体験、社会体験、勤労体験、自然体験を盛り込んだり、実際の観察・実験やフィールドワークに比重を置いたり、問題解決型学習を積極的に取り入れることがあげられている。②「地域に関する学習を重視する学校」では、6年間にわたり地域に関する学習を基調とした教育活動を展開し、各教科等において地域の歴史や文化、自然、産業を活かした指導内容を重視したり、様々な教材の利用に際してそうした地域の社会教育施設や様々な団体等と連携を図っていくことなどがあげられる。③「国際化に対応する教育を重視する学校」では、その観点を軸に据え6年間にわたり、じっくり時間をかけてコミュニケーション能力の育成に取り組むなど外国語教育の充実を図るとともに、海外留学プログラムを組み込んだり、教育活動の様々な場面で、外国人留学生や地域の外国人との触れ合いなど国際交流活動を盛り込んだり、国際理解教育に関する選択科目を設けたり、ディスカッションの力を養う指導を行ったり、併せてわが国の伝統や文化に関する理解を深める指導を進めるなどがあげられる。④「情報化に対応する教育を重視する学校」では、その観点を軸に据え6年間にわたり、十分な時間をかけてインターネットなどの情報ネットワークを活用したり、情報リテラシーを体系的に育成したり、情報モラルをしっかりと身につけさせるような教育活動があげられる。⑤「環境に関する学習を重視する学校」では、その観点を軸に据え、自然体験活動を6年間の「ゆとり」ある学校生活の中に大いに取り入れ、環境や自然を大切にする心や環境問題に主体的にかかわっていく資質や能力を効果的に育てていくことがあげられる。⑥「伝統文化等の継承のための教育を重視する学校」では、その観点を軸にすえ6年間にわたり、体験活動を積極的に取り入れ、伝統工芸や伝統

産業の技術を伝承したり、伝統芸能の技を伝授するなどの教育活動があげられる。⑦「じっくり学びたい子どもたちの希望にこたえる学校」では、試行錯誤をしながら自分に応じた進捗でじっくり学ぶことを希望する子どもたちの学習の状況を、6年間全体にわたり継続的に把握し、個別のきめ細かな教育計画を立てて子どもたちを指導していくことがあげられるという。

以上の展開例が、それぞれさきの普通科タイプ、総合学科タイプ、専門学科タイプのいずれに対応するかは、明示されていない。もっとも、さきのタイプも、それらだけでなく、それらを組み合わせた多様なコースも考えられるとしていたので、各学校が中高一貫校としての特色を出せばよいと考えているのかもしれない。

(8) 中高一貫教育の選択的導入で、「エリート校」化と結びついて懸念されることは、受験競争の低年齢化である。答申は、公立学校では、入学者を定める方法において学力試験は行わず、抽選や面接、小学校からの推薦、調査書、実技検査等多様な方法を組み合わせることを提案している。

公立学校のみをあげているのは、私立学校については私学教育の自由があり、国立大学の附属学校については実験学校として役割があることを配慮したからであろう。

(9) 高校段階に進む時点で、進路変更を希望する生徒に対しては、他の高校への進学等必要な配慮をし、また学校を活性化する観点からもある程度の数の者を高校段階で入学を認めることは、十分配慮する必要があるとし、途中で転学を希望する生徒に対しても、十分な配慮を求めている。

高校段階でのある程度の数の入学を認めることが、活性化につながるかどうかは、大学受験体制と関係があることに留意する必要がある。

(10) 1997年の首相年頭記者会見で、従来の行政改革等のほかに新たに教育改革が加えられたのを受けて、文部省は同年1月24日「教育改革プログラム」を策定し、中高一貫教育の導入を中教審で検討し、同年6月を目途に結論を得るとしている。同年の中教審答申後、同年8月5日「教育改革プログラム」を改訂し、関係法案を次期通常国会に提出するよう準備を進め、1999年度からの導入を目指すとし、さらに1998年4月28日「教育改革プログラム」を再改訂し、関係法案を国会に提出後も導入は先の通りとし、また、各都道府県等の検討、研究に資するよう、1998年度から中高一貫教育の在り方等に関する実践研究事業を行い、他方市町村立中学校と都道府県立高等学校が連携した中高一貫教育については、1998

年度中にも実施できるよう必要な制度改正をすとしてしている。同年6月5日「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立し、同月12日公布され、1999年4月1日から実施されることとなった。

内閣直属の臨教審答申後も、法改正による中高一貫の実現がすぐには実現せず、首相の言及を経て13年後に法改正がやっと実現したことは、中高一貫の実現にいろいろな問題があることをむしろわがわがさせるものである。首相の言及は、逆に政府のなみなみならぬ決意の現れといえるかもしれない。

(11) こうして実現することになった中高一貫の真のねらいは、何か。1998年7月29日の教育課程審議会答申が、小学校に習熟度別編成の導入を提案していることと併せて考えると、建前とは裏腹に小学校にも能力主義に基づく競争主義を持ち込み、将来のエリートを育てることであるかもしれない。また、自主性、創造性豊かな人材の必要を説く一部財界人の発言などを考慮に入れると、高校入試にとらわれず、のびのびと中高時代を過ごし、なかには大学に飛び入学して行くエリートを養成することであるかもしれない。確かに、偏差値競争のなかで育ち、いわゆる一流大学卒業後、一流企業の重役や高級官僚になりながら汚職等に手を染めているエリートを見ると、当たっているかもしれない。いずれのねらいも、一般的に能力主義、管理主義が支配的な体制になっている状況では、部分的に実現してもまた問題が出てくるであろう。

3) 中高一貫の課題

(1) 6年制中等学校を新設する場合は、設置場所、既存の中学校や高校との関係、建設費等が問題になり、全国どこでも可能とはいえないであろう。既存の中学校と高校を連携させる場合は、中学校は義務教育学校であるのに、これまでならば入学していたであろう地域の近くの中学校に入学できず、遠くの中学校に入学しなければならない生徒が出てくる問題がある。この場合は、学区制を緩和し、ある程度の学校選択の自由との組み合わせが必要になるであろう。既存の高校と新設の中学校との組み合わせであれば、このような問題は生じないが、設置場所、既存の中学校との関係、建設費等が問題になる。いずれにしても、受験体制ができあがっているところに、建前通りエリート校にならず、しかも中高一貫教育の趣旨を実現することは、むずかしい問題を伴うことが考えられる。

(2) 高校への受験体制を前提とし、中高一貫の中等教育学校入学が学力検査を含む限り、受験競争の低年齢化をもたらすという各方面からの批判は、間違っていないだろう。相当の工夫がなければ推薦で

あれ、内申書であれ、その他いろいろな組み合わせであれ、問題は残るであろう。抽選のみの場合は、少し様子が異なり、受験者のほとんどは、3年後にいわゆる有名高校に入学の見込みのない者になる可能性が強い。この場合、中教審答申が示した類型の教育内容の実現は、困難になるかもしれない。

(3) イギリスでは、かつて11歳プラス試験によって子どもは3分類され、成績順にグラマー・スクール、テクニカル・スクール、モダン・スクールに振り分けられていたが、大学受験準備教育をする第6級 (sixth form, 16歳-17, 18歳を収容) がある中等学校はグラマー・スクールにほぼ限られていたので、同試験は大変な競争試験になった。また、11歳段階で将来の進路が決まってしまうことにも、批判が加えられた。1960年代後半以降、11歳プラス試験を課さず入学させ、最初の2、3年間は共通課程を中心に、その後は生徒の関心に傾斜のかかった教育を与え、しかも第6級があるコンプリヘンシヴ・スクールが普及し、1980年代以降は同校が支配的となっている。要するに、イギリスでは誰でも11歳段階では入学試験を受けずに、いわば中高一貫校であるコンプリヘンシヴ・スクールに入学し、16歳で義務教育年限を終えて、就職するか、大学に進学する者は第6級に進級し、資格試験GCEのAレベルのための学習をする(第6級に進級する前に、通常資格試験のGCSEの何科目かに合格している)。コンプリヘンシヴ・スクールの形態は、11歳から17, 18歳までを一つの学校に収容する型、ある年齢で区切り、二つの学校に分かれる二段制度の型、複数の16歳までの学校と第6級カレッジから成る型、初等・中等教育を3段階に分ける型などいろいろなタイプがある。

(4) わが国の場合、今日高校進学率が全国平均96.8% (1997年度学校基本調査速報) であることを考慮にいれるならば、選択的導入などといわず、イギリスのように何らかの形ですべてを中高一貫校にすることは可能である。そうすれば、受験競争の低年齢化を招くことはないであろう。

中高一貫では専門化が早すぎるという危惧に対して、イギリスのコンプリヘンシヴ・スクールのように最初の2年程度は共通課程を中心に、その後年齢が進むにつれて、生徒の能力・適性等に対応した教育を強めていくことが考えられる。学校の特色ある教育づくり、そのための教育課程編成には、父母・住民、生徒の参加を保障することが望まれる。このことは、学校の活性化にもつながるものと考えられる。

(5) 中等教育学校では教員は、中学校教員免許状及び高校教員免許状の両方を必要とすることになっ

た。ただし当分の間、中学校教員免許状または高校教員免許状を有する者は、それぞれ中等教育学校の前期課程または後期課程の教科の教授等を担任する教諭または講師となることができるとされた。

また、1998年6月教育職員免許法の一部改正に伴い、同法施行規則の一部改正が行われ、中学校教員免許状のための教育実習は、高校教員と同様従来事前事後指導を含み3単位修得が必要であったのが、小学校教員と同様事前事後指導を含み5単位修得が必要となった。

要するに、中等教育学校は中高一貫ということで、中学校教育は高校教育との連続性が強調されるが、教員養成における教育実習では、中学校教員は小学校教員にむしろ近いと考えられているわけである。なお、中学校教員免許状取得には、小学校教員免許状取得と同様、1998年4月1日から障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験が必要となっている。この点でも、同様なことがいえる。要するに、中高一貫の趣旨と教員養成制度の趣旨とは調和がとれていないわけである。

教免法の改正は、一般大学で中学校教員免許状を取得することを困難にし、教員養成における開放制を狭めるものといえよう。このような危惧があったために、教育職員免許法の一部改正の法律案に対する附帯決議の一つとして、教員養成における開放制を堅持すべきことが、1998年4月と6月にそれぞれ参議院文教・科学委員会と衆議院文教委員会においてあげられていたわけであるといつてよい。

3 本校における中高一貫

(1) 本校は、中学校と高校を併設し、中高一貫を建前としており、中学校から高校へ進学する際に生徒は一応入学試験を受けるが、成績によって不合格となる者はいない。しかし高校では、1学年2学級の中学校に対して、1学年3学級になるので、言葉の厳密な意味で中高一貫とはいえない。教員は、全員中学校と高校を兼任している。

学校教育法等の一部改正により、同一の設置者が併設する中学校および高校(「併設型の中学校・高等学校」)においては、それぞれが独立した学校でも、監督庁の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校教育と高校教育を一貫して施すことができるとされており、監督庁の定めとしては、教育課程の編成や併設型の中学校および高校への入学等について、学校教育法施行規則において定める予定であるとされている(1998年6月26日初中局長・教育助成局長通知)。本校は、法の適用を受けるとしたら、現状のままの場合はこの併設型になるであろうが、

中学の学級数を高校のそれと同数にできる場合は、中等教育学校になることも可能であろう。

また、先の中教審答申が、学校の活性化の観点からもある程度の数の者を高校段階で入学を認めることは、十分配慮する必要があるとしていた。したがって、高校で1学級増になる本校の場合でも、中等教育学校に準じて中高一貫教育をすることは可能であろう。

(2) 中高一貫校の入学者選抜については、公立学校では学力試験は行わず、抽選・面接、小学校からの推薦、調査書、実技検査等多様な方法の組み合わせが提案されていた。国立大学附属学校は、実験学校であることを理由に公立学校と同様としなかったものと考えられる。しかし国立学校でも、中等教育学校になる(準ずる)場合は、学力試験偏重にならないよう選抜方法の工夫が求められるであろう。事実上中高一貫教育をしている国私立学校は、一定に規制が加わることが予想される中等教育学校には、自ら進んでなることはないかもしれない。

本校では、入学者選抜方法について、エリート校にならず、しかも多様な生徒構成になるよういろいろ工夫をしてきているが、受験体制ができあがっているなかではいろいろ困難がある。したがって本校の場合逆説的に、中等教育学校に準ずることになることはそれほどむずかしくはないといえかもしれない。

(3) 本校では、カリキュラム(教育内容)全体が中高一貫になっているわけではない。1995年度文部省の研究開発学校の指定を受けて、「総合人間科」に取り組み、1997年度で指定期間を終えたが、1998年度も総合人間科は継続して行っている。この総合人間科は、中高一貫してその実践に取り組んだ総合的学習である。全教員がその実践にあたり、全学年を通じてフィールドワークを重視している点に特徴がある。総合人間科の経験は、他の教科にも広げることでも可能であり、中高一貫のカリキュラム編成の第一歩に位置づけることもできよう。

(4) 組織的な中高一貫のカリキュラム研究・開発は、まだどこでも本格的になされていない。中高一貫を建前としている本校は、その研究開発に取り組む意義は大いにあるといってよい。中等学校カリキュラム研究・開発センターとして名乗りをあげていく、という提案(安彦忠彦「名大附属学校の未来像私見——巻頭言に変えて——」『名古屋大学教育学部附属中・高等学校紀要』第41集、1996年、2-3頁)は、当を得たものといえよう。

(5) 中教審答申によれば、本校は、教育内容の類型では「普通科タイプ」に属する。総合人間科を念

頭に置きながら、特色ある教育の展開例で可能なことは、「体験学習を重視」し、実際の観察・実験やフィールドワークに比重を置いたり、問題解決型学習を取り入れること、「国際化に対応する教育を重視」し、海外留学プログラムを組み込んだり、外国人留学生との触れ合いなど国際交流活動を盛り込んだりすること(本年中国のある中学校から姉妹校の申し入れがあったが、対応ができず、本校側の受け入れ態勢を整える必要を痛感した。),「情報化に対応する教育を重視」し、インターネットなどの情報ネットワークを活用すること、「環境に関する学習を重視」し、自然体験活動を取り入れ、環境や自然を大切にする心や環境問題に主体的にかかわっていく資質や能力を効果的に育てていくことなどがあげられる。特色ある教育づくりには、本校でも父母・住民や生徒の積極的な参加を求めることが考えられてよい。

(6) 中高一貫と直接関係ないが、本校の教員は、本学の教職課程の講義にも関与しており、とりわけ教育実習の手引きづくりには、全面的にかかわっている。中高一貫の教育実習校として、果たす役割があるのではないかと考えられる。